第九号様式記載上の注意に次のように加える。

(7) 参照書類の補完情報

a　参照書類が外国者報告書及びその補足書類である場合には、これらの書類に記載されている事項のうち、第三号様式又は第四号様式のうち提出者が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目（第14条の3第2項各号に掲げる項目以外の項目に限る。）に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文を記載すること。

b　参照書類に外国者報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに外国者半期報告書及びその補足書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合にあっては、aに準じて記載すること。

（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第四条　特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二　外国会社届出書　法第五条第八項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する外国会社届出書をいう。

第一条第二十二号の次に次の一号を加える。

二十二の二　外国会社臨時報告書　法第二十四条の五第十五項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する外国会社臨時報告書をいう。

第四条の三第三項中「訳文」を「日本語又は英語による翻訳文」に改める。

第五条第二項中「訳文」を「日本語による翻訳文」に改める。

第九条中「法第五条第五項において準用する同条第一項に規定する届出書」を「有価証券の募集又は売出しに関し、法第五条第五項において準用する同条第一項又は第六項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により有価証券届出書又は外国会社届出書」に改める。

第十一条の見出し中「有価証券届出書」を「有価証券届出書等」に改め、同条中「有価証券届出書につき、」を削り、「及び法第十三条第二項ただし書（」を「並びに法第十三条第二項ただし書及び第二十三条の十二第七項（これらの規定を」に改める。

第十一条の二第二項第二号中「外国投資証券」の下に「（法第二十四条第八項の規定により外国会社報告書を提出した者以外の者が発行者であるものに限る。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

二の二　外国投資証券（前号に掲げる外国投資証券以外のものに限る。）　外国会社報告書

第十一条の二第二項第四号中「特定外国資産流動化証券」の下に「（法第二十四条第八項の規定により外国会社報告書を提出した者以外の者が発行者であるものに限る。）」を加え、同項に次の一号を加える。

五　特定外国資産流動化証券（前号に掲げる特定外国資産流動化証券以外のものに限る。）　外国会社報告書

第十一条の三第三項を次のように改める。

3　法第五条第五項において準用する同条第四項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、前条第二項に規定する有価証券報告書とする。

第十一条の三の次に次の二条を加える。

（外国会社届出書の提出要件）

第十一条の四　法第五条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、届出書提出外国会社（同項に規定する届出書提出外国会社をいう。以下同じ。）が有価証券届出書に代えて外国会社届出書を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

2　法第五条第六項第二号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　外国金融商品市場（法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。次号において同じ。）を開設する者

二　外国金融商品市場に準ずるものとして外国に開設された店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。第十九条の二第一項第二号において同じ。）の性質を有する市場を開設する者

（外国会社届出書の提出等）

第十一条の五　法第五条第六項の規定により外国会社届出書を提出しようとする届出書提出外国会社は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成した同項第一号に掲げる書類、同項第二号に掲げる書類及びその補足書類（同条第七項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する補足書類をいう。第十三条の三第二項第一号、第十五条及び第十六条において同じ。）三通を関東財務局長に提出しなければならない。

一　外国投資信託受益証券　第四号の二の二様式

二　外国投資証券　第四号の四の三様式

三　外国資産流動化証券　第五号の三の四様式

四　外国資産信託流動化証券　第五号の五の二様式

五　外国信託受益証券　第六号の二の二様式

六　外国抵当証券　第六号の四の二様式

七　外国有価証券投資事業権利等　第六号の六の二様式

2　法第五条第七項に規定する書類に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる様式の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　第四号の二様式　次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項

イ　「第二部　ファンド情報」の「第1　ファンドの状況」の「1　ファンドの性格」の「(3) ファンドの仕組み」

ロ　「第二部　ファンド情報」の「第1　ファンドの状況」の「2　投資方針」

ハ　「第二部　ファンド情報」の「第1　ファンドの状況」の「3　投資リスク」

ニ　「第二部　ファンド情報」の「第1　ファンドの状況」の「4　手数料等及び税金」

ホ　「第二部　ファンド情報」及び「第三部　外国投資法人の詳細情報」の「5　運用状況」（「(4) 販売及び買戻しの実績」を除く。）

ヘ　「第二部　ファンド情報」のうち、イからホまでに掲げる項目以外の項目であって、届出書提出外国会社が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目

二　第四号の四様式　次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項

イ　「第二部　ファンド情報」の「第1　ファンドの状況」の「1　外国投資法人の概況」の「(1) 主要な経営指標等の推移」及び「(3) 外国投資法人の仕組み」

ロ　「第二部　ファンド情報」の「第1　ファンドの状況」の「2　投資方針」

ハ　「第二部　ファンド情報」の「第1　ファンドの状況」の「3　投資リスク」

ニ　「第二部　ファンド情報」の「第1　ファンドの状況」の「4　手数料等及び税金」

ホ　「第二部　ファンド情報」及び「第三部　外国投資法人の詳細情報」のうち、イからニまでに掲げる項目以外の項目であって、届出書提出外国会社が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目

三　第五号の三様式　次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項

イ　「第二部　管理資産情報」の「第1　管理資産の状況」の「1　概況」の「(2) 管理資産の基本的性格」

ロ　「第二部　管理資産情報」の「第1　管理資産の状況」の「2　管理資産を構成する資産の概要」

ハ　「第二部　管理資産情報」の「第1　管理資産の状況」の「3　管理及び運営の仕組み」の「(1) 資産管理等の概要」の「② 管理報酬等」

ニ　「第二部　管理資産情報」の「第1　管理資産の状況」の「4　証券所有者の権利行使等」の「(3) 課税上の取扱い」